

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
1	実費徴収に係る補正給付事業	生活困窮世帯のこどもの保育に必要な物品の購入に要する費用を補助することにより、こどもの健やかな成長を支援します。	低所得で生計が困難である保護者が保育施設等に対して支払うべき必要な物品の購入に要する費用等の一部補助を行いました。 対象児童数 1人	低所得で生計が困難である保護者が保育施設等に対して支払うべき必要な物品の購入に要する費用等の一部補助を行います。 対象児童数 5人 ※児童数についてはR7.9月時点の見込み	低所得で生計が困難である保護者のこどもの保育に必要な物品の購入に要する費用等の一部を補助することにより、こどもの健やかな成長を支援します。
	保育幼稚園課				
2	こども食堂の運営団体等への支援	こども食堂を開設したい方や既に開設している方に対し、情報提供等の支援を行い、こどもの居場所づくりを促進します。	こども食堂を運営する団体に県等が主催する講演会や研修会の開催情報を積極的に周知し、運営ノウハウの向上を支援しました。また、新たにこども食堂の開設を希望する方には、県のアドバイザー派遣事業など、利用可能な支援制度を説明しました。	こども食堂を運営する団体に県等が主催する講演会や研修会の開催情報を積極的に周知し、運営ノウハウの向上を支援しています。	今後も講演会や研修会の開催情報を積極的に周知していきます。
	こども育成課				
3	入学準備金・奨学金貸付事業	進学の意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒等に等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	入学準備金を1人・500,000円、奨学金を8人・1,440,000円へそれぞれ貸付けました。	奨学金を6人・1,080,000円を貸付けました。	申請期間の時期が課題となっており、見直しをしています。
	教育総務課				
4	生活困窮のこどもに対する学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	学習教室開催回数：70回 中学生：のべ参加人数232人 高校生：のべ参加人数 78人	学習教室開催回数：36回 中学生：のべ参加人数76人 高校生：のべ参加人数 39人	中学生・高校生は、進路選択の重要な時期であることから、学習教室により受験や就職の支援を継続することとします。
	生活支援課				
5	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	新規相談件数：507件 うち終結件数：452件 うち継続件数： 63件	新規相談件数：237件 うち終結件数：231件 うち継続件数： 6件 （令和7年8月末時点）	コロナ禍において、総合支援貸付や住居確保給付金の利用が増大し、これに伴い相談件数も比例して増加しましたが、感染症拡大が落ち着いたことにより、経済状況が改善し、相談件数も落ち着いているところです。 今後は物価や燃料費の高騰が、生活にどのような影響を及ぼすか不明であるため、状況を注視することとします。
	生活支援課				
6	生活困窮者住居確保給付金	離職などにより住居を失った方又は失うおそれが高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	支給決定件数： 6件	支給決定件数： 1件 （令和7年8月末時点）	コロナ禍において、総合支援貸付が増大し、それに合わせて住居確保給付金の申請者が増加しましたが、感染症拡大が落ち着いたことから、申請件数が減少したものです。
	生活支援課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
7	生活保護事業	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	被保護世帯数（年度累計） 17,134世帯 被保護人員数（年度累計） 21,901人 被保護世帯数（年度末時点） 1,423世帯 うち母子世帯数 37世帯	被保護世帯数（R7.8末累計） 7,113世帯 被保護人員数（R7.8末累計） 8,937人 被保護世帯数（R7.8末時点） 1,424世帯 うち母子世帯数 39世帯	今後も生活保護の実施要領に沿って、適正な保護実施を行っていきます。
	生活支援課				
8	生活保護受給世帯への自立支援	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーが計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	査察指導員 3名 ケースワーカー 18名 により 年度末までに、述べ2,591世帯を訪問	査察指導員 3名 ケースワーカー 18名 により 令和7年9月末時点で、述べ1,326世帯を訪問	今後も計画的な訪問を実施し、適正な保護を実施することとします。
	生活支援課				
9	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知などを行います。	ひとり親家庭の父母等向けに、埼玉県発行の「こどものしあわせのために」を配布し、ひとり親家庭を対象とする経済的支援制度に関する助言や関係機関等を案内しました。	児童扶養手当等、ひとり親家庭に係る各種手続き時に「こどものしあわせのために」を配布し、ひとり親家庭を対象とする経済的支援制度に関する助言や関係機関等を案内します。	引き続き、国においてもひとり親家庭の自立促進の強化が推進されており、国や県の周知、啓発を参考に、対象者の利用に繋がる効果的かつ継続的な周知に努めます。
	子育て支援課				
10	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母又は父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	新規認定件数 1件 支給件数 0件	新規認定件数 1件 支給件数 2件 支給額 111,100円	引き続き、教育訓練の受講費用の一部支給を通じて、ひとり親家庭の母や父の能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立促進を図ります。また、国においてもひとり親家庭の自立促進の強化が推進されており、継続的な周知に努めます。
	子育て支援課				
11	高等職業訓練促進給付金等の支給	ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	促進給付金受給者 10人 修了支援給付金受給者 5人 支給額 12,384,000円	促進給付金受給者 6人 修了支援給付金支給予定者 4人 支給額 3,356,500円	引き続き、修業期間中のひとり親家庭の経済的負担を軽減することにより、生活の安定と資格取得を支援し、母子又は父子家庭の自立の促進を図ります。また、国においてもひとり親家庭の自立促進の強化が推進されており、継続的な周知に努めます。
	子育て支援課				
12	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講経費の一部を支給します。	実績はありませんでした。	現在のところ、申請者はいません。	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋がる制度であるものの、本市では過去5年以上実績はありませんが、国においてもひとり親家庭の自立促進の強化が推進されており、継続的な周知に努めます。
	子育て支援課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
13	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等が必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	対象者数 1,878人 支給件数 26,255件 支給額 65,199,092円	対象者数 1,836人 支給件数 13,264件 支給額 34,974,152円	引き続き、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康保持の支援に努めます。また、自治体情報システム標準化の実施により、申請者の利便性向上を図ります。
	子育て支援課				
14	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に児童扶養手当を支給することで、母子家庭及び父子家庭等における生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	受給資格者数 877人 振込件数 4,535件 支給額 386,989,880円	受給資格者数 892人 振込件数 2,230件 支給額 200,278,060円	令和7年1月支給分から所得限度額と第3子以降の加算額の引き上げを開始しました。引き続き、ひとり親家庭及び養育者家庭へ手当の支給による経済的支援を実施します。また、自治体情報システム標準化の実施により、資格者の利便性向上を図ります。
	子育て支援課				
15	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父ならびに寡婦の経済的な自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、資金の貸付を行い、自立の促進を図ります。	申請件数 2件	申請件数 0件	実施主体である埼玉県東部中央福祉事務所と連携し、引き続き母子・父子家庭へ経済的に自立した生活を送るための支援を行います。
	子育て支援課				
16	JR通勤通学定期乗車券の割引	児童扶養手当を受給している方及びそのこどもがJRで通勤・通学している場合に、定期乗車券を3割引で購入できるよう支援します。	特定者資格証明書発行数 29人	特定者資格証明書発行数 20人	引き続き、ひとり親家庭等の就労・勤務と学習機会の確保の支援とともに、経済的負担軽減に努め、ひとり親家庭の自立促進を図ります。
	子育て支援課				
17	養育費確保支援事業	ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに関わる経費の一部を補助します。	申請件数 9件 支給決定件数 9件 支給額 175,000円	申請件数 3件 支給決定件数 3件 支給額 110,000円	引き続き、養育費不払い解消に向けて、養育費の取決めに係る公正証書の作成費用を補助することで、養育費の継続した受け取りを確保し、こどもとひとり親等の福祉の向上を図ります。また、国・県補助金を活用して令和6年度から開始しましたが、令和7年度から県補助金が廃止となり、持続性のある事業を実施するための財源確保に努めます。
	子育て支援課				
18	母子生活支援施設への入所	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。	利用件数 1件	利用件数 0件	母子家庭等で養育が十分にできない場合に必要に応じて支援します。
	こども家庭保健課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
19	自立支援医療（育成医療）支給事業	身体に障がいのある児童や病気を放置すれば障がいが残ると認められる児童に対して、手術等により確実な効果が期待できる治療にかかる医療の支給を行います。	給付決定者数 75人 給付件数 145件 支給額 5,244,761円	給付決定者数 30人 給付件数 36件 支給額 1,642,404円	引き続き、障がいの原因となる疾病等を手術等の治療により予防し、こどもの健康の保持増進を図ります。また、手術等を必要とする児童の保護者又は養育者に対して、自立支援医療費の支給により経済的負担の軽減を行います。
	子育て支援課				
20	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査等の結果、経過観察が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、個別に发育・発達を促すための助言・指導を行います。	実施回数 24回 実施組数 延べ108組	実施回数 12回 実施組数 延べ44組	今後も経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に助言・指導を行います。
	こども家庭保健課				
21	1歳6か月児健診継続相談事業	1歳6か月児健康診査の結果等により、経過観察が必要とされた幼児及びその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	実施回数 36回 実施組数 延べ137組	実施回数 19回 実施組数 延べ74組	今後も経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に助言・指導を行います。
	こども家庭保健課				
22	ことばの相談事業	乳幼児健康診査の結果等により、言葉について、経過観察及び指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	実施回数 66回 実施組数 延べ234組	実施回数 30回 実施組数 延べ126組	今後も言葉について経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に助言・指導を行います。
	こども家庭保健課				
23	ことばのグループ	ことばの遅れのある幼児とその保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	実施回数 12回 参加者数 延べ35人	実施回数 4回 参加人数 延べ14人	今後もことばの遅れのある幼児と保護者を対象に助言・指導を行います。
	こども家庭保健課				
24	ことばのグループ保護者指導	ことばの遅れのある児童の保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	実施回数 6回 参加者数 延べ21人	実施回数 3回 参加者数 延べ10人	引き続きことばの遅れのある児童の保護者を対象に助言・指導を行います。
	こども家庭保健課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
25	おもちゃ図書館	心身の発達に気がかりなこどもや、発達がゆっくりなために上手に遊べないこども、人との関わりが得意でないこどもに遊び場を提供し、おもちゃを通してそれぞれのこどもが持っている機能の発達を促します。	利用者数 延べ626人 相談件数 206件	利用者数 延べ307人 相談件数 103件	引き続き遊びの場を提供し、こども達の発達を促します。
	こども家庭保健課				
26	児童相談業務体制の充実・強化	増加する特別な支援を要する児童や保護者（虐待、育児放棄、発達の遅れ、その他家庭問題等）などに対する、児童相談業務の体制の一層の充実と強化を図ります。	支援を必要とする児童やその保護者に対応するため、こども家庭センターにこども家庭支援員や虐待対応専門員を配置することで体制を確保しました。	支援を必要とする児童やその保護者に対応するため、こども家庭センターにこども家庭支援員や虐待対応専門員を配置して体制を確保しています。	引き続き児童相談に対応できる体制を確保します。
	こども家庭保健課				
27	障がい児保育	障がいや発達に遅れのある児童を一般の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	障がいや発達に遅れのある児童を公立保育所では22人、公立幼稚園では26人受け入れました。	障がいや発達に遅れのある児童を公立保育所では26人、公立幼稚園では20人受け入れました。	個々の障がいや発達等に合わせて集団保育を実施し、今後も引き続き健全な社会性の成長発達を促します。
	保育幼稚園課				
28	障がい児の適正な就学支援の充実	就学支援委員会を設置し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行います。また、通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を設置し、通常学級に在籍する児童生徒の障がいに応じた指導を行います。	就学支援委員会を設置し、年4回の会議を実施し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行いました。また、通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を市内6校に設置し、通常学級に在籍する児童生徒の障がいに応じた指導を行いました。	就学支援委員会を設置し、20名の委員の委嘱を行いました。8月に第1回会議を実施し、今後は10月、11月、2月に会議を実施予定です。通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」は、市内6校に設置し、通常学級に在籍する児童生徒の障がいに応じた指導を行っています。	配慮を要する児童生徒の増加に伴い、多様な学びの場の整備、充実が課題です。児童生徒にとって切れ目ない指導、支援につながるよう、早期に相談活動を行い、支援体制を整えていきます。
	指導課				
29	特別支援教育事業	通常学級、特別支援学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠如・多動症）等、発達障がい等の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりが生き生きと学校生活が送れるよう支援します。	特別な支援を要する児童生徒について、個別的教育支援計画や指導計画を作成し、一人ひとりに寄り添った支援を行いました。また、このような児童生徒を支援する教育活動指導員や教育活動支援員を市内全小・中学校に配置したり、医療的ケアを必要とする児童を支援する教育活動看護支援員を該当校に配置したりして、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりが生き生きと学校生活が送れるよう取り組みました。	特別な支援を要する児童生徒について、個別的教育支援計画や指導計画を5月に作成しました。また、教育活動指導員や教育活動支援員を市内全小・中学校に、教育活動看護支援員を該当校に配置し、継続して支援を実施しています。	支援を要する児童生徒の特性理解や対応を適切に行うことが必要です。現場で支援に当たる職員の指導力向上に向けた研修はこれまでも実施してきましたが、継続していきます。また、配慮を要する児童生徒の増加に伴い、教育活動指導員、教育活動支援員、教育活動看護支援員の適切な配置数維持が重要です。児童生徒が生き生きと学校生活が送れるよう、教育環境の整備を継続していきます。
	指導課				
30	保育所等巡回支援事業	発達障がいの専門的な知識を有するものが、保育所等を巡回し、職員に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言及び指導を行います。	巡回回数は17か所、委託金額は891,000円でした。	巡回回数は14か所、委託金額は924,000円です。	引き続き、発達障がいの専門的な知識を有するものが、保育所等を巡回し、職員に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言及び指導を行っています。
	障がい者福祉課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
31	相談支援事業 障がい者福祉課	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	障がい者支援センターきらら（主に身体・知的） 登録人数は13人、相談件数は延べ404件でした。	障がい者支援センターきらら（主に身体・知的） 登録人数は17人、相談件数は延べ194件です。	引き続き、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。
32	のぞみ園運営事業 障がい者福祉課	障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行います。	通所児童数 12人 指定管理料 9,088,000円	通所児童数 10人 指定管理料 9,299,000円	引き続き指定管理にて障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行っていきます。
33	のぞみ園利用者負担金の助成 障がい者福祉課	のぞみ園を利用している保護者に対し、児童福祉法に基づく利用者負担額が久喜市保育料の徴収に関する徴収基準月額を超えた分について助成をします。	申請者はいませんでした。	令和7年9月末時点で申請者はいません。	申請者がいた場合には、速やかに助成手続きを行います。
34	特別児童扶養手当支給事業 障がい者福祉課	精神又は身体に一定の障がいの有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方（主として生計を維持する方）に手当を支給します。	令和6年度の受給者の延べ人数は3,039人、対象児童は3,287人でした。 なお、令和7年3月末時点の受給者は250人、対象児童は271人でした。	令和7年9月末時点の受給者の延べ人数は1,529人、対象児童は1,655人です。 なお、同月時点の受給者は259人、対象児童は281人です。	引き続き精神又は身体に一定の障がいの有する20歳未満の児童を養育している方が手当の支給を受けるための書類を受理し、埼玉県に進達します。
35	介護給付費の支給 障がい者福祉課	障がい児が居宅介護、行動援護、短期入所等のサービスを受けた場合、その要した費用の一部を介護給付費として支給します。	居宅介護の実利用人数は3人、支給額は615,731円でした。 行動援護の実利用人数は72人、支給額は44,558,939円でした。 短期入所の実利用人数は13人、支給額は7,083,246円でした。	居宅介護の実利用人数は4人、支給額は4,853,671円です。 行動援護の実利用人数は72人、支給額は27,078,727円です。 短期入所の実利用人数は13人、支給額は3,651,960円です。	引き続き、適切な給付費の支給を行います。
36	障害児通所給付費の支給 障がい者福祉課	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けた場合、その要した費用の一部を障害児通所給付費として支給します。	児童発達支援の実利用人数は310人、支給額は412,053,103円でした。 放課後等デイサービスの実利用人数は495人、支給額は650,778,510円でした。	児童発達支援の実利用人数は302人、支給額は236,969,309円です。 放課後等デイサービスの実利用人数は521人、支給額は361,016,791円です。	引き続き、適切な給付費の支給を行います。

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
37	補装具費の支給	障がい児が必要とする補装具費の購入又は修理に要した費用の一部を補装具費として支給します。	補装具に関する児童への一部負担を実施しました。 延べ件数 89件 支給金額 20,750,238円	補装具に関する児童への一部負担を実施しています。 延べ件数 59件 支給金額 14,682,844円	申請者がいた場合には、速やかに助成手続きを行います。
	障がい者福祉課				
38	難聴児補聴器購入費助成事業	体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費を助成します。	体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費を助成しました。 対象 2件 支給金額 20,000円	体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費を助成しました。 対象 1件 支給金額 79,000円	申請者がいた場合には、速やかに助成手続きを行います。
	障がい者福祉課				
39	地域生活支援事業	障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援します。	障がい児が必要とする生活の支援として事業を実施しました。 ・日常生活用具 延べ件数 557件 補助金額 5,149,701円 ・移動支援事業 実利用人数 18人 補助金額 1,040,100円 ・訪問入浴サービス事業 実利用人数 1人 補助金額 323,000円 ・日中一時支援事業 実利用人数 1人 補助金額 1,701円	障がい児が必要とする生活の支援として事業を実施しています。 ・日常生活用具 延べ件数 341件 補助金額 3,199,960円 ・移動支援事業 実利用人数 12人 補助金額 359,125円 ・訪問入浴サービス事業 実利用人数 1人 補助金額 189,000円 ・日中一時支援事業 実利用人数 1人 補助金額 48,600円	引き続き、障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援していきます。
	障がい者福祉課				
40	生活サポート事業	障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行います。	障がい児の生活に合わせた介護サービスとして、事業を実施しました。 実利用者数 54人 支給金額 2,603,875円	障がい児の生活に合わせた介護サービスとして、事業を実施しています。 《令和7年6月末時点》 実利用者数 34人 支給金額 543,900円	引き続き、障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体に一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行っていきます。
	障がい者福祉課				
41	医療的ケア児総合支援事業	医療的ケアを要する児童等やその家族の支援のための様々な取組を行うほか、在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的・身体的負担を軽減します。	医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児の短期入所等を受け入れた事業者に対し、レスパイトケア事業助成金を交付しました。 実利用者数 9人 支給金額 5,200,000円	医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児の短期入所等を受け入れた事業者に対し、レスパイトケア事業助成金を交付しています。 《令和7年8月末時点》 実利用者数 9人 支給金額 1,460,000円	引き続き、在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、重症心身障がい児を受け入れた医療機関等を支援していきます。
	障がい者福祉課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
42	市営住宅の計画的な維持管理 交通住宅課	低廉な家賃で賃貸する市営住宅を計画的に維持することにより、困窮している子育て世帯の居住の安定を図ります。	計画的な点検や修繕により、市営住宅を適切に維持管理しました。	計画的な点検や修繕により、市営住宅を適切に維持管理します。	今後も引き続き適切な維持管理に努めます。
43	要保護児童等の相談支援 こども家庭保健課	虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	児童相談所と連携して虐待対応を行いました。また、乳幼児の保護者の相談支援を行うため、家庭児童相談を実施しました。 相談件数 1,218件	児童相談所等と連携し虐待対応をしています。また、乳幼児の保護者の相談支援を行うため、家庭児童相談を実施しています。 相談件数 508件	引き続き虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行います。また、乳幼児や保護者の相談支援を行います。
44	久喜市要保護児童対策地域協議会 こども家庭保健課	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別ケース会議 35回	代表者会議 1回 実務者会議 2回 個別ケース会議 13回	今後も要保護児童対策地域協議会等で、情報の交換や支援に関する協議を実施します。
45	児童虐待防止等の啓発 こども家庭保健課	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、本市の広報やホームページへの掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	市ホームページに児童虐待通告制度や相談窓口について掲載し、周知しました。また、11月の児童虐待防止月間には、ポスターや横断幕の掲示、リーフレットの配布のほか、子育て支援啓発活動事業として児童虐待啓発コンサートを開催しました。	市ホームページに児童虐待通告制度や相談窓口について掲載し、周知しています。また、11月の児童虐待防止月間には、ポスターや横断幕の掲示、リーフレットの配布を行う予定です。	引き続き児童虐待の防止及び早期発見のため啓発活動を行います。
46	子育て不安・児童虐待予防事業 こども家庭保健課	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「保護者支援講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	子育て支援センター利用者等を対象に保護者支援講座を17回実施しました。 受講者 89人	子育て支援センター利用者等を対象に保護者支援講座を4回実施しています。 受講者 45人	引き続き保護者支援講座を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。
47	児童保護相談 こども家庭保健課	児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。	中央児童相談所や関係機関と連携を図りながら、虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めました。また、児童虐待の早期発見と早期対応のため、小中学校や学童、保育園向けに虐待対応の説明会を実施しました。 児童虐待通告件数 31件	中央児童相談所や関係機関と連携を図りながら、虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めています。また、児童虐待の早期発見と早期対応のため、小中学校や学童、保育園向けに虐待対応の説明会を実施しています。 児童虐待通告件数 101件	引き続き児童相談所と協力しながら、虐待対応を行います。

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
48	教育支援センター （前計画：適応指導教室事業）	不登校傾向の児童生徒に対し、教育支援センターにおいて学習支援や教育相談の場を提供し、社会的自立ができるように支援します。	市内4カ所に設置されている教育支援センターにおいて、19名の児童生徒に対し社会的自立に向けた支援・指導を行いました。保護者に対しても、定期面談や日々の送迎時等に積極的にコミュニケーションをとり相談に応じました。	引き続き、市内4カ所に設置されている教育支援センターにおいて、児童生徒の社会的自立に向けた支援・指導に取り組んでいます。	利用児童生徒の保護者や在籍校とも連携し、一人ひとりに適切な支援・指導を図っていく必要があります。
	指導課				
49	生徒指導推進事業 （前計画：いじめ等調査委員会）	児童生徒の健全育成のため、各校のいじめや不登校など生徒指導上の問題を把握し、未然	児童生徒の健全育成のため、生徒指導推進委員会やいじめ問題対策連絡協議会をそれぞれ年間2回実施し、いじめや不登校の現状や解決方法について協議しました。また各校において、生徒指導やいじめ対策のための会議を定期的実施し、生徒指導上の問題の未然防止や早期解決に向けた取組みを進めました。	令和7年9月末時点までに、生徒指導推進委員会やいじめ問題対策連絡協議会を各1回実施しています。また各校においても、生徒指導やいじめ対策のための会議を計画的に進めています。	いじめや不登校などの諸問題への組織対応力向上のため、引き続き研修や協議の場を充実させていく必要があります。また、組織的対応を支えるマニュアルやツール等を周知し、教育環境を整えていくことも必要です。
	指導課				
50	困難な問題を抱える女性の相談の充実 （前計画：女性保護相談）	関係機関との連携などにより困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応し、支援の充実を図ります。	・人権相談・女性相談及び女性の悩み（カウンセリング）相談において、困難女性に関する相談に応じました。 ・各種講座や相談窓口についてポスターやチラシで周知を行いました。 ・市ホームページに県のホームページの外部リンクを掲載し、直接情報が得られるようにしました。	・人権相談・女性相談及び女性の悩み（カウンセリング）相談において、困難女性に関する相談に応じました。 ・各種講座や相談窓口についてポスターやチラシで周知を行いました。 ・市ホームページに県ホームページの外部リンクを掲載し、直接情報が得られるようにしました。	引き続きチラシの配架やホームページへの掲載などを行い、情報提供を行います。
	人権推進課				
51	消費生活相談	消費生活に関する問題に対して消費生活相談員による専門的相談を実施し、助言やあっせん、関係機関の案内等を通して問題の解決を図ります。	消費生活相談員による消費生活相談を毎週月～金曜の週5日開設しました。	消費生活相談員による消費生活相談を毎週月～水・金曜の週4日開設しました。	日常生活における消費生活に関する問題の解決のため、引き続き消費生活相談を実施していきます。
	市民生活課				
52	不登校・ひきこもり家族の集い	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	不登校・引きこもり家族のつどい 開催回数12回実施。延べ33人。	不登校・引きこもり家族のつどい 開催回数6回実施。延べ18人。	対象者が参加しやすいよう、実施内容を検討しながら取り組んでいます。
	地域保健課				
53	第2次久喜市自殺対策計画の推進	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	健康増進・食育推進会議において、計画の進捗及び事業計画を確認し、計画の推進を図りました。また、計画の紹介チラシを作成し、R6.12.22（日）に開催した健幸・スポーツフェスタにて、来場者2,917人へ周知しました。	健康増進・食育推進会議において、計画の進捗及び事業計画を確認し、計画の推進を図りました。令和7年度も11月に実施する健幸・スポーツフェスタにて、計画の周知を図る予定です。	支援が必要な人に正しい情報を届けることが課題のため、健康増進・食育推進会議において、立場の異なる委員が集まった際に、市の事業の取組みの報告や情報共有を続けていきます。
	健康医療課				

基本目標5：支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

資料 2

No.	事業名	事業内容	① 令和6年度実績	② 進捗状況（令和7年9月末時点）	③ 課題及び今後の方針や対策
	担当課				
54	ゲートキーパー養成講座 地域保健課	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	ゲートキーパー養成講座、3回実施。延べ153人。 対象：新規採用職員、市職員、教職員、民生委員、市民	ゲートキーパー養成講座、2回実施。延べ102人。 対象：新規採用職員、市職員、教職員	今後も同様に継続し実施します。
55	自殺予防対策の周知啓発や情報発信 地域保健課	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	自殺予防キャンペーンの実施 久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅で啓発品の配布。 合計1,600件。	自殺予防キャンペーンの実施 久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅で啓発品の配布。 合計1,200件。	今後もより周知ができるよう、自殺予防キャンペーンを実施します。
56	里親制度の普及・啓発 こども家庭保健	家庭環境に恵まれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	児童相談所の里親研修会（1回）や里親委託等推進会議（1回）に出席しました。	児童相談所の里親研修会（1回）や里親委託等推進会議（1回）に出席しました。	引き続き、養育する里親制度の普及・啓発に努めます。
57	外国籍市民支援事業 市民生活課	日本語が話せない外国人市民に対し、日本語学習の機会提供や地域住民との交流を促進します。また、外国人市民が暮らしやすい環境を整えるため、多言語での情報提供と相談を行う外国人市民相談窓口を設けます。	日本語が話せない外国人市民の暮らしを支援するため、講座の実施や相談窓口を開設しました。 ・日本語教室 開催日 R6.9.14～R6.11.16の各土曜（全10回） 会 場 久喜中央コミュニティセンター 受講者 延べ145人 ・日本語ボランティア養成講座 開催日 R6.12.1～R6.12.15の各日曜（全3回） 会 場 ふれあいセンター久喜 受講者 延べ86人 ・外国人市民相談窓口 R6.10.1～市民生活課内に開設 相談件数 61件	日本語教室については、R6年度で終了しましたが、今後は日本語ボランティア養成講座の実施をはじめ、市内日本語ボランティア団体への支援等を行っていきます。また、R7.9.30時点の外国人市民相談相談窓口における相談は、40件です。	市内日本語ボランティア団体と今後より一層連携を図り、団体主催の日本語教室で活動する日本語ボランティアを増やす必要があります。また、外国人市民相談窓口の周知を実施し、外国人市民が暮らしやすい環境を整えていく必要があります。